第２期八女市康増進計画の計画期間延長について

第２期八女市健康増進計画は、国の健康増進計画「健康日本２１（第二次）」と連動しており平成３０年度から令和４年度までの計画期間であったが、令和３年８月４日付けの国の告示により「健康日本２１（第二次）」の計画期間が１年間延長され、令和５年度までとなったことから、第２期八女市健康増進計画についても、令和５年度まで期間を延長することとします。

１　現行の計画期間

現行の第２期八女市健康増進計画の計画期間は、平成３０年度から令和４年度までの５年間である。

【参考】第１期計画：平成２５年度～平成２９年度

２　国の「健康日本２１（第二次）」の期間延長について

令和３年１月２１日、第４３回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会が開催され、現行の「健康日本２１（第二次）」の計画期間を医療費適正化計画等の見直し時期に合わせて１年間延長し、平成２５年度から令和５年度の１１年間とすることが示され、同年８月４日付けで「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」が告示され、計画期間が令和５年度まで延長された。

３　第２期八女市健康増進計画の計画延長について

市健康増進計画を策定するにあたっては、国の基本方針等を踏まえ検討する必要があるため、国と同様に、現行の市健康増進計画の計画期間を１年間延長して平成３０年から令和５年までの６年間とする。

４　次期八女市健康増進計画の策定時期について

国は、令和５年春頃を目途に健康日本２１（第二次）の次期プランを公表し、令和６年度から実際に次期プランを開始することを予定していることから、国が

示す次期プランを勘案して令和５年度に次期八女市健康増進計画を策定することとする。
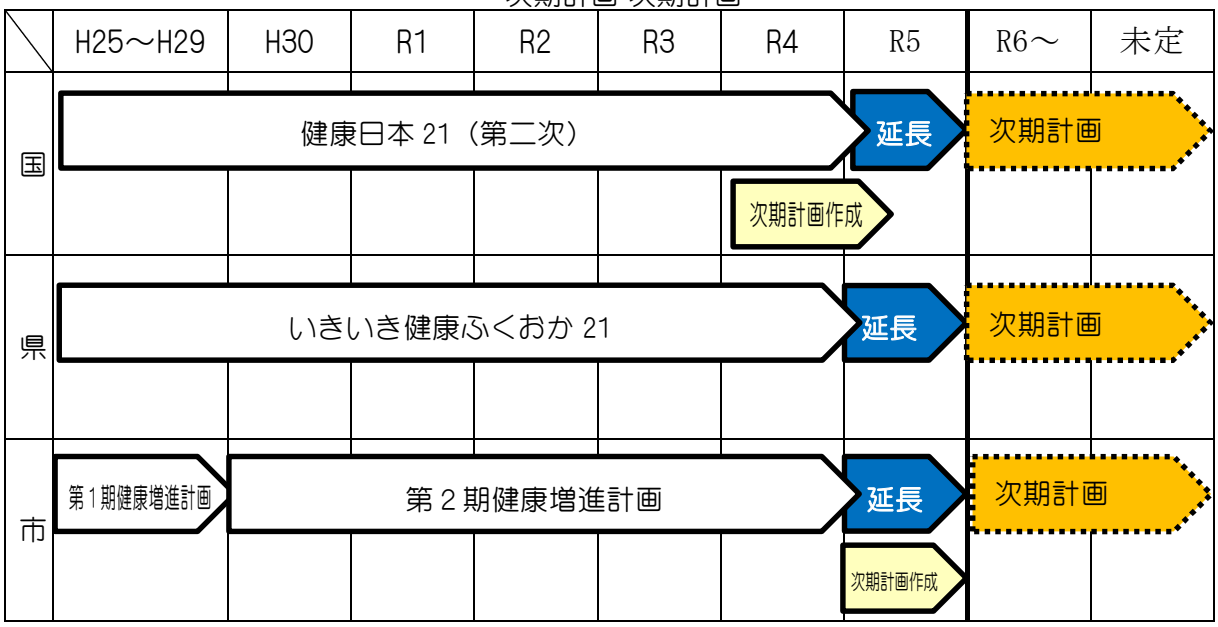
次期計画 次期計画